

○浦幌町文化賞条例

昭和41年10月11日条例第46号

浦幌町文化賞条例

(目的)

第1条 この条例は、浦幌町の文化の向上をはかるため文化賞等の授与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化」とは教育（学校教育、社会教育、体育をいう。）芸術（音楽、文学、美術及び芸能をいう。）科学（自然科学、人文学をいう。）をいう。

(文化賞)

第3条 前条の文化の発展にいちぢるしく貢献した個人及び団体に対し浦幌町文化賞（以下「文化賞」という。）を授与する。

2 前項のほか必要あると認めるときは、浦幌町文化奨励賞（以下「奨励賞」という。）を授与することができる。

(賞状及び記念品)

第4条 文化賞は賞状としこれに記念品を添える。

2 文化奨励賞は賞状とする。ただし、必要あると認めるときは記念品を添えることができる。

(文化賞の授与)

第5条 文化賞は、次の各号に掲げる範囲のものの中からこれを行う。ただし、特に功績顕著な場合はこの限りでない。

- (1) 個人にあっては浦幌町に5年以上居住し生活の根拠を有するもの又はかつて浦幌町に居住したことのある者
- (2) 団体にあっては、浦幌町に5年以上主なる事務所を有しているもの。

(受賞者の決定)

第6条 文化賞及び文化奨励賞（以下「受賞者」という。）の授与の決定は浦幌町文化賞審議会の推せん又は答申に基づいて教育委員会（以下「委員会」という。）がこれを行う。

(文化賞審議会の設置)

第7条 文化賞の受賞者選定の適正を期するため委員会の諮問機関として浦幌町文化賞審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は委員会の諮問に応じて文化賞受賞候補者として推せんされたものの業績について調査

審議し又は推せんし賞を授与することの適否、及びこれに関し必要と認める事項を答申する。

- 3 審議会の委員は10名以内とし学識経験者のうちから委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員会は特別の事由があるときは任期中であっても委員を解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第8条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選による。
- 3 会長は審議会を代表し議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

(費用弁償)

第9条 審議会の委員が職務に従事したときは「特別職」の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に定めるその他の委員に相当する報酬及び費用弁償を支給する。

(委員会への委任)

第10条 この条例の定めるもののほか必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。